

薬剤師国家試験科目の変遷

| 根拠規定等 | 試験科目等 |
|--------------------------|--|
| 薬事法施行規則第6条 昭和23年～35年 | <p>1 薬事委員会は、薬剤師国家試験の科目について試験を行う4月前までに厚生大臣に建議しなければならない。</p> <p>2 厚生大臣は、試験を行う3月前までに試験科目を公告するものとする。 (参考) 試験科目は、試験の都度薬事委員会が定めることになっているが、その範囲は、学説試験においては、数学、物理学、化学、薬用植物学、生薬学、製薬化学、衛生化学、薬事に関する法規（薬局方を含む）、実地試験においては、分析学（定性、定量）、医薬品鑑定（顕微鏡的検査含む）、製薬化学、調剤学、衛生化学を含むものとなっていた。</p> |
| 薬剤師法施行規則第8条 昭和36年～42年 | <p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。</p> <p>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬物学 二 衛生化学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 七 無機化学、有機化学、物理化学（放射化学を含む）、薬品分析学、生薬学（薬用植物学及び生薬化学を含む）、無機薬品製造化学、有機薬品製造化学、微生物学及び生化学のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目 <p>3 実地試験の科目は、前項各号に掲げる科目のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目</p> |
| 薬剤師法施行規則第8条 昭和43年～60年 | <p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。</p> <p>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬物学 二 衛生学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 <p>3 実地試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬剤学 二 衛生化学、公衆衛生学及び日本薬局方のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目 |

薬剤師法施行規則第8条
昭和60年～平成7年

- 1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。
- 2 学説試験の科目は、次のとおりとする。
 - 一 薬理学
 - 二 衛生学
 - 三 公衆衛生学
 - 四 薬剤学
 - 五 薬事関係法規
 - 六 日本薬局方
- 3 実地試験の科目は、次のとおりとする。
 - 一 薬剤学
 - 二 衛生化学、公衆衛生学及び日本薬局方のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目

薬剤師法施行規則第8条
平成8年～

- 1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）の科目は、次のとおりとする。
 - 一 基礎薬学
 - 二 医療薬学
 - 三 衛生薬学
 - 四 薬事関係法規及び薬事関係制度